

鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会等条例

平成26年12月25日

鴻巣市条例第47号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第10条）

第3章 鴻巣市いじめ問題調査委員会（第11条—第18条）

第4章 鴻巣市いじめ問題再調査委員会（第19条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が設置する鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会、鴻巣市いじめ問題調査委員会及び鴻巣市いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条において同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関すること。
- (2) いじめの防止等のための対策の推進に関すること。
- (3) いじめの防止等の取組に係る効果の検証に関すること。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、学校教育部学校支援課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 鴻巣市いじめ問題調査委員会

(設置)

第 1 1 条 法第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、鴻巣市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 1 2 条 調査委員会は、法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（組織）

第 1 3 条 調査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 臨床心理士

(3) 識見を有する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第 1 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第 1 5 条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第 1 6 条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 1 7 条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、

委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(準用)

第18条 第8条から第10条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第4章 鴻巣市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、鴻巣市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行い、答申する。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 臨床心理士

(3) 識見を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第22条 委員の任期は、委嘱の日から第20条に規定する答申の日までとする。

(庶務)

第 2 3 条 再調査委員会の庶務は、市民協働部やさしさを支援課において処理する。

(準用)

第 2 4 条 第 8 条、第 1 0 条、第 1 6 条及び第 1 7 条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第 1 0 条中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第 1 7 条第 2 項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と、同条第 3 項中「出席した委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(連絡協議会の委員及び調査委員会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される連絡協議会の委員の任期は、第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される調査委員会の委員の任期は、第 1 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 5 3 年鴻巣市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 9 の項を同表の 3 1 の項とし、同表の 2 8 の項の次に次のように加える。

29 いじめ問題調査委員会 委員	委員長	同	1 6 , 0 0 0 円
	委員	同	1 5 , 0 0 0 円
30 いじめ問題再調査委員 会委員	委員長	同	1 6 , 0 0 0 円
	委員	同	1 5 , 0 0 0 円